

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 6年 9月 日作成)

(平成 29年 11月 日見直)

法令名	動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令
根拠条項	附則第8条第1項の規定に基づく旧規則第112条
許認可等の種類	販売指定品目の変更又は追加指定(既存配置販売業に限る)
法令の定め	第112条 配置販売業者又は特例販売業者は、法第30条第1項又は法第35条の規定により都道府県知事の指定した品目の変更又は品目の追加指定を申請しようとするときは、別記様式第22号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。
審査基準	法令の定めに尽くされている
標準処理期間	総期間 17日・(注: 休日は含まない。) 経由機関 7日・丹(家畜保健衛生所) 協議機関 日・月() 処分機関 10日・丹(農政部畜産振興課)
処分担当課	農政部生産振興局畜産振興課 (電話番号: 011-204-5441)
申請先	各家畜保健衛生所 (電話番号:)
問い合わせ先	農政部生産振興局畜産振興課家畜衛生グループ (電話番号: 011-204-5441)
備考	(公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.html) 改正法附則第10条に規定する配置販売業者については、旧規則112条の規定は効力を有する。(動物用医薬品等取締規則附則8条) 畜産38

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 6年 9月 日作成)

(平成 24年 12月 日見直)

法令名	動物用医薬品等取締規則
根拠条項	第112条
許認可等の種類	販売指定品目の変更又は追加指定
法令の定め	第112条 動物用医薬品特例店舗販売業者は、法第83条の2の2第1項の規定により都道府県知事の指定した品目の変更又は追加指定を申請しようとするときは、別記様式第48号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。
審査基準	法令の定めに尽くされている
標準処理期間	総期間 10日・丹 (注：休日は含まない。) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 10日・丹 (家畜保健衛生所)
処分担当課	各家畜保健衛生所 (電話番号：)
申請先	各家畜保健衛生所 (電話番号：)
問い合わせ先	農政部生産振興局畜産振興課家畜衛生グループ (電話番号：011-204-5441)
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.html)

畜産39

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 6年 9月 日作成)

(平成 29年 月 日見直)

法令名	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令
根拠条項	第45条第1項、第46条第1項
許認可等の種類	動物用医薬品販売業許可証の書換交付、再交付（特例店舗販売業を除く）
法令の定め	<p>第45条 医薬品の販売業者、高度管理医療機器等の販売業者若しくは貸与業者又は再生医療等製品の販売業者は、医薬品の販売業、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業又は再生医療等製品の販売業者の許可証の記載事項に変更を生じたときは、その書換交付を申請することができる。</p> <p>第46条 医薬品の販売業者、高度管理医療機器等の販売業者若しくは貸与業者又は再生医療等製品の販売業者は、医薬品の販売業、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業又は再生医療等製品の販売業者の許可証を破り、汚し、又は失ったときは、その再交付を申請することができる。</p>
審査基準	法令の定めに尽くされている
標準処理期間	<p>総期間 17日・丹（注：休日は含まない。）</p> <p>経由機関 7日・丹（各家畜保健衛生所）</p> <p>協議機関 日・月（ ）</p> <p>処分機関 10日・丹（農政部畜産振興課）</p>
処分担当課	農政部生産振興局畜産振興課（電話番号：011-204-5441）
申請先	各家畜保健衛生所（電話番号： ）
問い合わせ先	農政部生産振興局畜産振興課家畜衛生グループ（電話番号：011-204-5441）
備考	<p>（公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.html）</p> <p style="text-align: right;">畜産40</p>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 6年 9月 日作成)

(平成 24年 12月 日見直)

法令名	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令
根拠条項	第45条第1項、第46条第1項
許認可等の種類	動物用医薬品販売業許可証の書換交付、再交付（特例店舗販売業に限る）
法令の定め	<p>第45条 医薬品の販売業者、高度管理医療機器等の販売業者若しくは貸与業者又は再生医療等製品の販売業者は、医薬品の販売業、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業又は再生医療等製品の販売業者の許可証の記載事項に変更を生じたときは、その書換交付を申請することができる。</p> <p>第46条 医薬品の販売業者、高度管理医療機器等の販売業者若しくは貸与業者又は再生医療等製品の販売業者は、医薬品の販売業、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業又は再生医療等製品の販売業者の許可証を破り、汚し、又は失ったときは、その再交付を申請することができる。</p>
審査基準	法令の定めに尽くされている
標準処理期間	<p>総期間 10日・丹（注：休日は含まない。）</p> <p>経由機関 日・月（ ）</p> <p>協議機関 日・月（ ）</p> <p>処分機関 10日・丹（家畜保健衛生所 ）</p>
処分担当課	各家畜保健衛生所（電話番号： ）
申請先	各家畜保健衛生所（電話番号： ）
問い合わせ先	農政部生産振興局畜産振興課家畜衛生グループ（電話番号：011-204-5441）
備考	<p>（公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.html）</p> <p style="text-align: right;">畜産 4 1</p>

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 6 年 9 月 日作成)

(平成 2 9 年 1 1 月 日見直)

法令名	動物用医薬品等取締規則施行細則
根拠条項	第6条
許認可等の種類	配置従事者の身分証明書の書換交付
法令の定め	(第6条) 配置販売業者又はその配置員は、交付を受けた身分証明書の記載事項に変更を生じたときは、その身分証明書の書換え交付の申請をしなければならない。
審査基準	法令の定めに尽くされている
標準処理期間	総期間 17 日・丹 (注：休日は含まない。) 経由機関 7 日・丹 (家畜保健衛生所) 協議機関 日・月 () 処分機関 10 日・丹 (農政部畜産振興課)
処分担当課	農政部生産振興局畜産振興課 (電話番号：011-204-5441)
申請先	各家畜保健衛生所 (電話番号：)
問い合わせ先	農政部生産振興局畜産振興課家畜衛生グループ (電話番号：011-204-5441)
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.html)

畜産 4 6

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 6 年 9 月 日作成)

(平成 2 9 年 1 1 月 日見直)

法令名	動物用医薬品等取締規則施行細則
根拠条項	第7条
許認可等の種類	配置従事者の身分証明書の再交付
法令の定め	(第7条) 配置販売業者又はその配置員は、交付を受けた身分証明書を亡失し、又は汚損したときは、その再交付の申請をしなければならない。
審査基準	法令の定めに尽くされている
標準処理期間	総期間 17 日・丹 (注：休日は含まない。) 経由機関 7 日・丹 (家畜保健衛生所) 協議機関 日・月 () 処分機関 10 日・丹 (農政部畜産振興課)
処分担当課	農政部生産振興局畜産振興課 (電話番号：011-204-5441)
申請先	各家畜保健衛生所 (電話番号：)
問い合わせ先	農政部生産振興局畜産振興課家畜衛生グループ (電話番号：011-204-5441)
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.html)

畜産 47

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 6 年 9 月 日作成)

(平成 2 9 年 1 1 月 日見直)

法令名	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
根拠条項	第26条
許認可等の種類	動物用医薬品店舗販売業の許可
法令の定め	(第26条) 店舗販売業の許可は、店舗ごとに、その店舗の所在地の都道府県知事が与える。
審査基準	法令の定めに尽くされている
標準処理期間	総期間 19 日・丹 (注：休日は含まない。) 経由機関 7 日・丹 (家畜保健衛生所) 協議機関 日・月 () 処分機関 12 日・丹 (農政部畜産振興課)
処分担当課	農政部生産振興局畜産振興課 (電話番号：011-204-5441)
申請先	各家畜保健衛生所 (電話番号：)
問い合わせ先	農政部生産振興局畜産振興課家畜衛生グループ (電話番号：011-204-5441)
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.html) 審査基準が法令の定めに尽くされているため。 畜産50

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 6 年 9 月 日作成)

(平成 2 9 年 1 1 月 日見直)

法令名	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律		
根拠条項	第30条		
許認可等の種類	動物用医薬品配置販売業の許可		
法令の定め	(第30条) 配置販売業の許可は、配置しようとする区域をその区域に含む都道府県ごとに、その都道府県知事が、農林水産大臣の定める基準に従い品目を指定して与える。		
審査基準	法令の定めに尽くされている。		
標準処理期間	総期間	19日・丹	(注：休日は含まない。)
	経由機関	7日・丹	(家畜保健衛生所)
	協議機関	日・月	()
	処分機関	12日・丹	(農政部畜産振興課)
処分担当課	農政部生産振興局畜産振興課 (電話番号：011-204-5441)		
申請先	各家畜保健衛生所 (電話番号：)		
問い合わせ先	農政部生産振興局畜産振興課家畜衛生グループ (電話番号：011-204-5441)		
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.html)		

畜産51

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 6 年 9 月 日作成)

(平成 2 1 年 1 0 月 日見直)

法令名	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
根拠条項	第83条の2の3第1項
許認可等の種類	動物用医薬品特例店舗販売業の許可
法令の定め	第83条の2の3第1項 都道府県知事は、当該地域における薬局及び医薬品販売業の普及の状況その他の事情を勘案して特に必要があると認めるときは、第26条第4項の規定にかかわらず、店舗ごとに、第83条第1項の規定により読み替えて適用される第36条の8第1項の規定により農林水産大臣が指定する医薬品以外の動物用医薬品の品目を指定して店舗販売業の許可を与えることができる。
審査基準	平成8年12月25日付け酪畜第1619号農政部長通知「動物用医薬品特例販売業の取扱品目について」 平成9年2月12日付け酪畜第1807号農政部長通知「動物用医薬品特例販売業の消毒薬等の取扱いについて」
標準処理期間	総期間 12 日・丹 (注：休日は含まない。) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 12 日・丹 (家畜保健衛生所)
処分担当課	各家畜保健衛生所 (電話番号：)
申請先	各家畜保健衛生所 (電話番号：)
問い合わせ先	農政部生産振興局畜産振興課家畜衛生グループ (電話番号：011-204-5441)
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.html) 畜産52

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 6 年 9 月 日作成)

(平成 2 4 年 1 2 月 日見直)

法 令 名	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律		
根 拠 条 項	第 2 4 条第 2 項		
許 認 可 等 の 種 類	動物用医薬品配置販売業の許可更新（既存動物用医薬品配置販売業を含む）		
法令の定め	第 2 4 条第 2 項 医薬品販売業の許可は、6 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。		
審 査 基 準	法令の定めに尽くされている。		
標準処理期間	総 期 間	1 9 日・丹	(注：休日は含まない。)
	経由機関	7 日・丹	(家畜保健衛生所)
	協議機関	日・月	()
	処分機関	1 2 日・丹	(農政部畜産振興課)
処分担当課	農政部生産振興局畜産振興課 (電話番号：011-204-5441)		
申請先	各家畜保健衛生所 (電話番号：)		
問い合わせ先	農政部生産振興局畜産振興課家畜衛生グループ (電話番号：011-204-5441)		
備 考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.html)		

畜産 5 3

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 6 年 9 月 日作成)

(平成 21 年 10 月 日見直)

法令名	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
根拠条項	第24条第2項
許認可等の種類	動物用医薬品特例店舗販売業の許可更新
法令の定め	第24条第2項 医薬品販売業の許可は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
審査基準	平成8年12月25日付け酪畜第1619号農政部長通知「動物用医薬品特例販売業の取扱品目について」 平成9年2月12日付け酪畜第1807号農政部長通知「動物用医薬品特例販売業の消毒薬等の取扱いについて」
標準処理期間	総期間 12 日・丹 (注：休日は含まない。) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 12 日・丹 (家畜保健衛生所)
処分担当課	各家畜保健衛生所 (電話番号：)
申請先	各家畜保健衛生所 (電話番号：)
問い合わせ先	農政部生産振興局畜産振興課家畜衛生グループ (電話番号：011-204-5441)
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.html) 畜産54

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成19年10月 1日作成)

(平成29年11月 日見直)

法令名	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
根拠条項	第39条第2項
許認可等の種類	動物用高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可
法令の定め	(第39条第2項) 前項の許可は、営業所ごとに、その営業所の所在地の都道府県知事が与える。
審査基準	法令の定めに尽くされている
標準処理期間	総期間 19日・丹 (注：休日は含まない。) 経由機関 7日・丹 (家畜保健衛生所) 協議機関 日・月 () 処分機関 12日・丹 (農政部畜産振興課)
処分担当課	農政部生産振興局畜産振興課 (電話番号：011-204-5441)
申請先	各家畜保健衛生所 (電話番号：)
問い合わせ先	農政部生産振興局畜産振興課家畜衛生グループ (電話番号：011-204-5441)
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.html)

畜産55

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成19年10月 1日作成)

(平成22年10月 日見直)

法令名	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律		
根拠条項	第39条第4項		
許認可等の種類	動物用高度管理医療機器等販売業又は貸与業の許可更新		
法令の定め	第39条第4項 動物用高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。		
審査基準	法令の定めに尽くされている		
標準処理期間	総期間	19日・丹	(注：休日は含まない。)
	経由機関	7日・丹	(家畜保健衛生所)
	協議機関	日・月	()
	処分機関	12日・丹	(農政部畜産振興課)
処分担当課	農政部生産振興局畜産振興課 (電話番号：011-204-5441)		
申請先	各家畜保健衛生所 (電話番号：)		
問い合わせ先	農政部生産振興局畜産振興課家畜衛生グループ (電話番号：011-204-5441)		
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.html)		

畜産56

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成19年10月 1日作成)

(平成21年10月 日見直)

法令名	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令
根拠条項	第45条、第46条
許認可等の種類	動物用高度管理医療機器等販売業又は賃貸業の許可証の書換交付、再交付
法令の定め	<p>第45条第1項 医薬品の販売業者、高度管理医療機器等の販売業者若しくは貸与業者又は再生医療等製品の販売業者は、医薬品の販売業、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業又は再生医療等製品の販売業者の許可証の記載事項に変更を生じたときは、その書換交付を申請することができる。</p> <p>第46条第1項 医薬品の販売業者、高度管理医療機器等の販売業者若しくは貸与業者又は再生医療等製品の販売業者は、医薬品の販売業、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業又は再生医療等製品の販売業者の許可証を破り、汚し、又は失ったときは、その再交付を申請することができる。</p>
審査基準	法令の定めに尽くされている
標準処理期間	総期間 17日・丹 (注：休日は含まない。) 経由機関 7日・丹 (家畜保健衛生所) 協議機関 日・月 () 処分機関 10日・丹 (農政部畜産振興課)
処分担当課	農政部生産振興局畜産振興課 (電話番号：011-204-5441)
申請先	各家畜保健衛生所 (電話番号：)
問い合わせ先	農政部生産振興局畜産振興課家畜衛生グループ (電話番号：011-204-5441)
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.html)

畜産57

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成20年 4月 1日作成)

(平成29年11月 日見直)

法令名	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
根拠条項	第36条の8第2項
許認可等の種類	販売従事登録
法令の定め	<p>第36条の8 都道府県知事は、一般用医薬品の販売又は授与に従事しようとする者がそれに必要な資質を有することを確認するために、厚生労働省令で定めるところにより試験を行う。</p> <p>2 前項の試験に合格した者又は第二类医薬品及び第三類医薬品の販売若しくは授与に従事するために必要な資質を有する者として政令で定める基準に該当する者であつて、医薬品の販売又は授与に従事しようとするものは、都道府県知事の登録を受けなければならない。</p>
審査基準	法の定めに尽くされている。
標準処理期間	<p>総期間 19日・丹 (注：休日は含まない。)</p> <p>経由機関 7日・丹 (家畜保健衛生所)</p> <p>協議機関 日・月 ()</p> <p>処分機関 12日・丹 (農政部畜産振興課)</p>
処分担当課	農政部生産振興局畜産振興課 (電話番号：011-204-5441)
申請先	各家畜保健衛生所 (電話番号：)
問い合わせ先	農政部生産振興局畜産振興課家畜衛生グループ (電話番号：011-204-5441)
備考	<p>(公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.html)</p> <p>標準処理期間短縮の状況 (21日(H25)→19日(H26))</p>

畜産61

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 20 年 4 月 1 日作成)

(平成 29 年 11 月 日見直)

法令名	動物用医薬品等取締規則
根拠条項	第 115 条の 12、第 115 条の 13
許認可等の種類	販売従事登録証の書換え交付、再交付
法令の定め	(第 115 条の 12) 登録販売者は、販売従事登録証の記載事項に変更を生じたときは、販売従事登録証の書換え交付を申請することができる。 (第 115 条の 13) 登録販売者は、販売従事登録証を破り、汚し、又は失ったときは、販売従事登録証の再交付を申請することができる。
審査基準	法の定めに尽くされている。
標準処理期間	総期間 17 日・丹 (注：休日は含まない。) 経由機関 7 日・丹 (家畜保健衛生所) 協議機関 日・月 () 処分機関 10 日・丹 (農政部畜産振興課)
処分担当課	農政部生産振興局畜産振興課 (電話番号：011-204-5441)
申請先	各家畜保健衛生所 (電話番号：)
問い合わせ先	農政部生産振興局畜産振興課家畜衛生グループ (電話番号：011-204-5441)
備考	(公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.html)

畜産 6 2

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 6 年 9 月 日作成)

(平成 2 9 年 1 1 月 日見直)

法 令 名	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律		
根 拠 条 項	第 3 4 条		
許 認 可 等 の 種 類	動物用医薬品卸売販売業の許可		
法令の定め	(第 3 4 条) 卸売販売業の許可は、営業所ごとに、その営業所の所在地の都道府県知事が与える。		
審 査 基 準	法令の定めに尽くされている		
標準処理期間	総 期 間	1 9 日・丹	(注：休日は含まない。)
	経由機関	7 日・丹	(家畜保健衛生所)
	協議機関	日・月	()
	処分機関	1 2 日・丹	(農政部畜産振興課)
処 分 担 当 課	農政部生産振興局畜産振興課		(電話番号：011-204-5441)
申 請 先	各家畜保健衛生所		(電話番号：)
問 い 合 わ せ 先	農政部生産振興局畜産振興課家畜衛生グループ (電話番号：011-204-5441)		
備 考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.html) 審査基準が法令の定めに尽くされているため。		

畜産 6 3

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 6 年 9 月 日作成)

(平成 22 年 10 月 日見直)

法令名	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
根拠条項	第 24 条第 2 項
許認可等の種類	動物用医薬品店舗販売業の許可更新
法令の定め	第 24 条第 2 項 前項の許可は、6 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
審査基準	法令の定めに尽くされている
標準処理期間	総 期 間 19 日・丹 (注：休日は含まない。) 経由機関 7 日・丹 (家畜保健衛生所) 協議機関 日・月 () 処分機関 12 日・丹 (農政部畜産振興課)
処分担当課	農政部生産振興局畜産振興課 (電話番号：011-204-5441)
申請先	各家畜保健衛生所 (電話番号：)
問い合わせ先	農政部生産振興局畜産振興課家畜衛生グループ (電話番号：011-204-5441)
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.html) 審査基準が法令の定めに尽くされているため。

畜産 64

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 6 年 9 月 日作成)

(平成 22 年 10 月 日見直)

法令名	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
根拠条項	第 24 条第 2 項
許認可等の種類	動物用医薬品卸売販売業の許可更新
法令の定め	第 24 条第 2 項 前項の許可は、6 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
審査基準	法令の定めに尽くされている
標準処理期間	総 期 間 19 日・丹 (注：休日は含まない。) 経由機関 7 日・丹 (家畜保健衛生所) 協議機関 日・月 () 処分機関 12 日・丹 (農政部畜産振興課)
処分担当課	農政部生産振興局畜産振興課 (電話番号：011-204-5441)
申請先	各家畜保健衛生所 (電話番号：)
問い合わせ先	農政部生産振興局畜産振興課家畜衛生グループ (電話番号：011-204-5441)
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.html) 審査基準が法令の定めに尽くされているため。

畜産 65